特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令　別表第２の２

項	施設名	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。
5	研磨機	
6	切削用機械	
7	破砕機及び摩砕機	
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）	
9	穿孔機	

備考　この表の中欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。